

豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED 化事業

提案書の作成に関する質問書の回答

令和7年6月26日

No.	質問事項		回 答
1	実施要領 p.1 2 (6)	債務負担行為を設定するとありますので、長期継続契約のような予算の減額又は削除がなく、契約金額を維持管理期間開始より10箇年に渡りリース費を毎月均等に支払われる認識でよろしいですか。	本事業は債務負担行為を設定しており、契約に違反があった場合等を除き、支払金額の減額等は発生せず、リース費用を毎月均等に支払う契約となります。
2	実施要領 p.3 3 (4) ウ	本プロポーザルに係る情報公開請求について、提出書類を公開する場合があるものとありますが、提出書類には各社のノウハウ等もあり、事前に協議いただける認識でよろしいですか。	事前に協議します。
3	実施要領 p.7 9 (1) キ	見積書（様式12）※既設照明・提案照明一覧表（様式10）に記載した金額と賃貸料を一致させるとあります。見積書（賃借料）は、器具費及び付属品、工事費及び仮設費、産廃費、維持管理費（10年）、金利、消費税など、当該事業を履行するために必要な全ての費用が含まれますので一致させることが難しく齟齬が生じますが、どのように対応すればよいかご教示願います。	必要経費を按分などにより様式10に加算し、消費税を乗じた金額と様式12の金額を一致させてください。
4	実施要領 p.7 9 (2) イ、ウ	提案書は定められた様式（ワード）に記載し提出するとありますが、パワーポイント（様式番号と主題を明記します）を活用することは可能でしょうか。原則A4版、全てを横書き、文字10.5ポイント以上はご指示の通りといたします。	様式9及び様式13から様式17について、各様式に則って様式番号や主題を明記したうえで、「実施要領 p.7 9(2)記載上の留意事項」「実施要領 p.7 9(3)提出書類の記載事項」及び各様式欄外の記載事項等を踏まえていれば、任意のファイル形式にて作成して問題ありません。
5	賃貸借仕様書 p.1 3 (3) ②	特注器具や特殊デザイン器具など、標準品のLED照明器具の採用が困難な箇所については協議とありますが、下地老人福祉センター 照明器具姿図Lのシャンデリアと総合福祉センターの外灯に関してはランプ交換でよろしいですか。	仕様書の通り、協議のうえ確定となりますが、ご提案いただく内容により評価をしますその旨ご承知おきください。 なお、質問のありました施設につきまして、下地老人福祉センターのシャンデリア及び総合福祉センターの外灯はランプ交換対応可としますが、施設の利便性の向上が評価項目の1つとなっていることをご承知おきください。
6	賃貸借仕様書 p.3 3 (4) ⑪	照明器具には賃貸借品であることがわかるようにラベル等を付すとありますが、ラベルの仕様などはありますか。	特にありません。賃貸借品であることがわかるように賃貸借期間を記載した任意様式のラベル等を付けてください。
7	賃貸借仕様書 p.4 3 (4) ⑬	施工期間中、火災保険又はそれに代わる保険等に加入し、その証書の写しを提出するとありますが、請負損害賠償責任保険に加入の認識でよろしいですか。	施工にかかる事故等に対応できる保険であれば問題ありません。
8	賃貸借仕様書 p.4 3 (6) ア	誘導灯・非常灯はバッテリー搭載仕様です。耐用年数は設置から4～6年とされており、10年の維持管理を行う場合、1回のバッテリー交換が必要となりますが、その交換費用を考慮する認識でよろしいですか。	誘導灯・非常灯のバッテリーは消耗品のため、維持管理期間中の交換は対象外として構いません。

豊橋市公共施設（福祉施設）照明LED化事業

提案書の作成に関する質問書の回答

令和7年6月26日

No.	質問事項		回答
9	賃貸借仕様書 p.4 3 (6) イ	受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な保険に加入とありますが、不具合の原因が地震、津波、戦争、暴動など不可抗力によるものを除き、仕様書に従い契約が履行できれば、保険の付保は任意と考えてよろしいですか。	仕様書の通り、適切な保険に加入し、契約の履行が可能であれば問題ありません。なお、保証内容に関しては、評価項目の1つとなっていることをご承知おきください。また、地震、津波、戦争、暴動など不可抗力が生じた場合の保険への加入は求めず、その対応は別途協議とします。
10	賃貸借仕様書 p.5 6	当該事業は、賃貸借期間満了後は無償譲渡条件とし、受注者は固定資産税の納付は不要の認識でよろしいですか。	ご認識の通りです。なお、賃貸借期間終了時に器具の不具合等がある場合、交換等を行ったうえでの引き渡しとなります。
11	賃貸借仕様書 p.5 7 (3)	賃貸借期間中に本市の都合により施設の廃止、建て替え、改築、譲渡等が行われ、照明器具の使用を必要としなくなった場合、維持管理業務も無くなることとなりますが、この一連の情報は事前に開示いただけるのでしょうか。	施設の廃止等により、維持管理業務に支障が生じる場合は事前にその旨を共有いたします。
12	評価基準	本件のプロポーザル評価基準の5.価格について配点方法についてお教えてください。 (貴市の提案上限額との差額から鑑みるのか、もしくは他社との金額差で鑑みるのか。 仮に、他社との比較の場合は50点を他社と分けるという認識でしょうか?)	本市であらかじめ設定した最低金額と提案事業者の見積金額を比較し採点します。
13		世界情勢の影響により今後不測の事態が発生し、半導体等の不足による器具納期遅延や物流遅延等による納期遅延となる可能性があります。このような状況により納期遅延の恐れが発生した場合、当社への指名停止の処分、賠償請求や違約金請求等なく、賃貸借開始時期変更の協議に応じていただけますでしょうか。	受注者の責めに帰することができない事由と本市が認める場合は、ペナルティは発生しないこととなります。その場合の契約内容の変更等については別途協議とします。
14		6月4日の現地調査にて「不要」と判断できた照明器具を除いた提案（金額も含まず）をお認めいただけますでしょうか？	一覧表に記載されている照明のうち、LED化していない照明をすべて交換する提案としてください。 なお、現地調査にて「不要」と判断された照明器具については、「実施要領 p.1 2(3)業務対象」に記載の協議により対応とします。